

商標 記入例

＜ 冒認対応商標の申請には、様式 1-2 をご使用ください ＞

様式の変更はしないこと。(記入欄の大きさをえるのは可)

日付は発送日

様式第 1 - 1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (冒認対策商標以外) の申請用)

2023年 ○月 ○日

公益財団法人えひめ産業振興財団
理事長 大塚 岩男 様

住所は〒、都道府県名から記入

社名、代表者の役職、氏名を記入

申請者 住所 〒791-1101
愛媛県松山市久米窪田町○○
名称 ○○株式会社
代表取締役 特許 太郎

令和 5 年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 間接補助金交付申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 実施要領 (20190314 特第 3 号。以下「実施要領」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 交付要綱 (20190314 特第 1 号) 及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別 (いずれかに○)

☒	①法人
☐	②個人事業者
☐	③事業協同組合等
☐	④商工会、商工会議所
☐	⑤NPO 法人

令和 4 年度のみ支援企業は、フォローアップ調査対象外のため、②実績ありの余白に「(令和 4 年度採択)」と記載のうえフォローアップ調査の欄は「ー」を記入

2. 過去における本補助金の支援実績 (いずれかに○)

☐	①実績なし
☒	②実績あり (令和 4 年度採択)
②の場合、確認事項	
☒	○ 査定状況報告書を提出している
☐	ー フォローアップ調査を提出している

※実施要領第 4 条第 1 項第 4 号及び第 23 条に定める事項 (補助事業完了後 5 年間の状況調査 (フォローアップ調査、ヒアリング等)、採択案件の査定状況報告書の提出)

3. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
5,000 万円	80 人	○○○○○○○○○○○○○○○○○○	製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

個人事業主は記載不要

主たる業種を記入

法人は 13 ケタの法人番号を記入

内容を確認、必要事項を記入のうえ、チェックを入れる

【確認事項（□にチェック及び記入してください）】

- ☑ 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。
出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

出資者の名称	出資比率
特許 太郎	45%
株式会社××	20%
株式会社△△	10%
特許 一郎	10%
ほか 5名	15%

※みなし大企業の定義は実施要領第4条第1項第6号（ア）～（エ）参照。

単独で2分の1以上、又は複数で3分の2以上の所有がわかるように記入すること。
小口の株主が複数いる場合はまとめて記入。

- ☑ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が
15億円を超えていない。

※実施要領第4条第1項第6号（オ）参照。

（過去3年分の課税所得額を記載してください。）

	前年	2年前	3年前
課税所得額	4.7億円	6億円	5.2億円

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

損益計算書の「税引き前当期純利益」ではなく、**法人税申告書の「所得金額又は欠損金額」を記入**
※「所得金額又は欠損金額」によって、〇千万円、〇百万円等、適宜単位を変えて記入してください。
※創業間もない等、課税所得を算出していない場合は「－」を記入してください。

4. 申請案件種別（いずれかに○）

（外国出願）

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
○	④商標登録出願

こちらの欄も忘れずに記入

（参考：国内出願）

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
○	④商標登録出願

商標の場合は①か⑤のいずれか、または①と⑤の両方選択可

5. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

○	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
○	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	商願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	出願日	〇〇〇〇年〇月〇日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JP〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇	出願日	〇〇〇〇年〇月〇日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	〇〇株式会社		
登録番号	商標第〇〇〇〇〇〇〇号	登録日	〇〇〇〇年〇月〇日
権利者	〇〇株式会社		
発明・商標等の名称	〇〇▲▲ 図形商標は画像をこの欄に貼る。(別途添付でも可)		
発明・商標等の内容	第 3 類(せっけん、化粧品、香料)、第 5 類(サプリメント)		

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「5.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合(外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合)には、「5.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	☒
---	--	---	----------------------------------

(有の場合)

共同出願者がいる場合は「有」に○を記入のうえ、
(有の場合)も内訳等を記入。
補助金額は「権利の持ち分」か「費用負担割合」のいずれか
低い方に基づいて算出いたします。

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

図形商標は画像を貼ってください

発明・商標等の名称	○○▲▲
発明・商標等の内容	第 3 類(せっけん、化粧品、香料)、第 5 類(サプリメント)
出願人	○○株式会社
発明者等	○○株式会社
出願 (予定) 国	マドプロ(シンガポール、ベトナム)、香港
出願スケジュール	マドプロ(シンガポール、ベトナム):2023 年 10 月末 香港:11 月中旬
商標の場合はチェック不要 審査請求スケジュール (審査請求制度があるもののみ)	☐ 出願と同時(同日)(注1)に行う ☐ 移行国の期限内に行う ☐ 日本の審査を待ち、審査請求を行う ☐ その他 ()
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	直接出願の香港については、カタカナは現地で通じないため、英語に直して出願することを計画している。

採択後、申請内容と異なる出願は認められません。

直接出願の際に、日本語(漢字やカタカナ等)を現地の言語に変更(翻訳)する場合等、

商標を変更して出願を予定している場合は

必ずこの欄に記入

また、先行商標調査は必ず、出願予定の商標で行うこと。

※「出願人」及び「発明者等」の欄

※「基礎となる国内出願又は権利のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合(実用新案権を特許権に変更して出願)

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「5.」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法(PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法)の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

※「5.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願(予定)国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

(注1) 同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

9. 間接補助金交付申請額

146,000 円

「間接補助金交付申請額」は(内訳)表の一番下の「間接補助金申請額」と同額(税抜き金額)で、助成対象経費の1/2(千円未満切捨て)

マドプロ出願の場合は、1行目にWIPOの基本料金と国内代理人費用を記入し、その下に各国の個別手数料を記入。WIPOと直接出願のミックスの場合はWIPOから先に記入し、その後直接出願の国を記入してください。

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
WIPO	76,560	0	60,000		136,560
シンガポール	27,830	0			27,830
ベトナム	16,445	0			16,445
香港	11,400	40,000	60,000		111,400
外国出願経費合計	132,235	40,000	120,000	0	292,235
助成対象経費	132,235	40,000	120,000	0	292,235
持ち分に応じた対象経費					292,235
間接補助金申請額					146,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

直接出願の場合も国毎に記入してください

※共同出願場合

助成対象経費の合計に申請者の持分比率を掛けた金額が対象経費となる。

(申請者が100%費用負担する場合も同様)

＜例＞申請者の持分比率が70%の場合

(助成対象経費) 292,235 円 × 70% = (持ち分に応じた対象経費) 204,564 円となり、間接補助金申請額は、更にその1/2の102,000 円(千円未満切捨て)となる。

目安として300字
くらいは記入される
ことをお奨めします

10. 外国特許庁への出願の動機・目的

- ・権利取得について、以下①～②の項目についてなるべく具体的に記入してください。
 - ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。
- ①権利取得の動機
②事業の目的(模倣品対策、技術保護だけではなく出願予定国において事業を行う目的)

＜文例＞下記は上記①～②に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

- ①本製品Aは従来使用されてきた製品Bの代替製品であり、日本と共通のブランド名Xを付してアジア統一ブランドとして、東南アジア(まずはシンガポール、ベトナムで事業展開を行っていく計画である。
- ②ブランド名Xの商標登録を行い、他社製品との差別化、PR力向上を図る。東南アジアでの製品Aのブランド育成を行うことにより、売り上げ向上を期待している。2022年をめぐり、既にインドネシアで販売しているA製品をシンガポール、ベトナムでも販売する予定である。シンガポール、ベトナムにおいても、インドネシアと同様に、市場性があり、統一ブランドXを用いて販売していきたい。また香港においては……

目安として 300 字
くらいは記入される
ことをお奨めします

11. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も）

事業展開計画について以下①～⑤の項目について、なるべく具体的に記入してください。

- ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。

①市場ニーズ・市場規模

②事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）

③海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）

④事業展開計画（推進体制、推進スケジュールを含む）

現在どの程度まで計画が進んでいるか進捗がわかるように記入してください。

⑤予想される売上高・利益額

- ・現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料がある場合は別途添付してください。

- ・ガントチャート等事業展開計画の詳細を示す資料がある場合は別途添付可能です。

- ・投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを別途添付可能です。

<文例> 下記は上記①～⑤に対応して記載した 1 例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

製品Aは東南アジアで事業展開を行っていく計画である。

①2017 年よりシンガポールで旧製品Bを会社C等、数社を通じて販売してきた。

2019 年実績では弊社は〇〇%のシェア（市場規模〇億円に対して販売実績〇〇万円）を持っている。

②市場の良好な反応と高い市場の伸びから、新製品Aについても良好な反応が予想され、シンガポールの弊社の売り上げも年〇〇%の伸びを見込んでいる。日本と共通のブランド名Xの商標出願し、シンガポールと同様に、ベトナムでのアジア統一ブランドを確立する。

③④2023 年にはシンガポール国内の自社製造工場に、製品Aの専用設備を設置し、製造・販売を開始する予定である。

⑤2023 年の売上高目標を〇〇円としている。

2023 年のシンガポール、ベトナムの売上高を〇〇万円にする計画である。さらに……香港では、近年日本製の石けんの人気が上がってきたため、インターネット販売を通じて、新製品 A の販売を開始したいと考えている。そのため……

12. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

①製品の用途・使用方法等を記入してください。

②出願する技術・意匠等が製品のどの部分に活かされているかを記入してください。

③製品のパンフレット等がある場合は、別途添付してください。

<文例>

自社で化粧品の商品開発・販売を行っている。（商品パンフレット添付）肌に優しいミネラル成分を主体とした化粧品のブランドを立ちあげており、全国の百貨店やコンビニで販売している他、通販の公式サイトでの売り上げも好調である。

調査結果をこの欄に記入せず、別途、資料を添付される場合はその旨ご記入ください。

目安として 300 字
くらいは記入される
ことをお奨めします

13. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む）

先行商標調査の内容を記入してください。

少なくとも、1)調査条件、2)調査結果を示してください。

調査結果では、識別性、先行商標との類似性の2点について言及してください。

調査会社、現地代理人等による調査報告書がある場合には、同報告書の写しを添付してください。

<文例(外国調査データベース TM VIEW を用いた例)>

注意＊ここでは外国調査データベースとして「TM VIEW」を用いた例を記載していますが、外国調査データベースは「TM VIEW」に限られません。

調査条件

①調査データベース:TM VIEW

②調査対象範囲:～2000年0月0日(基礎出願の公報発行日)

③選択に用いた項目:選択国 - NON-EU OFFICES

検索ターム-「〇〇▲▲」、ニース国際分類「△△」

④調査実施者:弁理士 〇〇 〇〇 商標調査経験:□□年(又は件数)

(呼称、区分等)を具体的に
記入してください

本願商標に紛らわしい先行商標（例えばマークと指定商品等の何れも紛らわしい商標）が確認された場合は、その先行商標を示し、本願商標とは非類似と判断する理由を簡単に記載してください。

時に確認されない場合は、その旨記入してください。

調査結果

先行商標1:登録〇〇〇〇〇〇〇〇〇号公報 先行商標2:登録△△△△△△△△号公報

先行商標 1

先行商標 2

対比

先行商標1と本願商標とを対比すると…が大きく異なるため…。

先行商標2と本願商標とを対比すると…が大きく異なるため…。

マドプロ出願の案件で、国内出願が未だ登録になっていない場合には、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)等による国内商標調査結果もご提出ください。

<文例(J-PlatPat を用いた例)>

国内出願が未だ登録になっていない場合には、国内の商標調査結果も参考までにご提出ください。

調査条件

①調査データベース:特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

②調査対象範囲:～2000年0月0日((基礎出願の公報発行日)

③検索に用いた項目 例) 称呼検索:称呼「〇〇▲▲」、区分「△△」

④調査実施者:知的財産管理技能士 〇〇〇〇 商標調査経験:□□年(又は件数)

調査結果

上記の検索で〇〇ヒットしたが、本願商標に類似する商標は確認されなかった。

14. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・今回申請される案件は含まれません。
- ・権利の種類（特許、商標等）、取得した国名、取得日等詳細を記入してください。
- ・多数ある場合、主要な権利5件程度で結構です。
- ・実績がない場合には「なし」と記入してください。

取得国/出願国	種 別	名 称	登録/出願番号	取得/出願日
日本	商標	〇〇〇(商品名)	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2017/02/01
日本	特許	〇〇製法	特願第〇〇〇〇〇〇	2014/07/20
タイ	商標	〇〇〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2012/07/01
ベトナム	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/11/10
インドネシア	商標	〇〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/01/20

他〇〇件(国内〇件、海外〇件)

15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

事務所名: 〇〇特許事務所

所在地: 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇……

代表者: 〇〇 〇〇

担当弁理士: 〇〇 〇〇

連絡先: (電話番号) 03-×××-××××
(メール) ××××@××.××.jp

電話番号・メールアドレスも
必ずご記入ください。

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有 ☒ 無 ☐

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	独立行政法人日本貿易振興機構
対象となる案件 の出願番号	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇(本申請分とは別案件)
出願国	米国・欧州
助成制度の内容	中小企業等外国出願支援事業 助成金額: 150 万円

今年度、ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）に本補助金の申請をしている場合、又は交付決定された場合は必ず記入してください。
※ジェトロへ申請中、又は交付決定された案件と同一案件は申請できません。（国が違えば可）

助成金額も記入してください。

御確認のうえ、すべての項目にチェックを入れてください。

17. 確認事項（□にチェック）

- ☑ 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- ☑ 実施要領第4条第1項第4号及び第23条第2項に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））、実施要領第23条第1項に定める事項（採択案件の査定状況報告書の提出）について確認した。
- ☑ 実施要領第4条第1項第5号に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- ☑ 実施要領第13条第1項に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☑ 実施要領第22条第2項に定める事項（間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表）について確認した。
（※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。）
- ☑ 実施要領第23条第1項に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- ☑ 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならないとなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☑ 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

交付申請等に関する重要なメールをお送りしますので、実際に財団と連絡ができる申請者（企業）の担当者の名前と連絡先を記入してください。（部署名、役職名も忘れずに）

18. 申請者の担当及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	知財課 課長 △△ ●●		
電話番号	089-●●●●-〇〇〇〇	メールアドレス	〇〇_●●@△△.com